カ

ン

۲ の

義

務 論

の 論

長

岡

成

夫

個の場合の結果がどうであれ常にその義務の遵守が要求される 導き出そうとする。その際特に完全義務と呼ばれるグループに 最高原則としての形式的な定言命法から各種の実質的な義務を その行為の生み出す結果に依存しないと考える立場が後者の義 望ましさをもたらす行為を正しい行為と考える、というのが功 と主張しているように思える。 ついては、いったんそれらが定言命法から導き出されれば、個 務論主義である。後者の代表者と見なされるカントは、道徳の 利主義の基本的な方向である。それに対して、行為の拘束性は す望ましいあるいは望ましくない状態の程度を検討し、最大の きた。いくつかの考えられうる行為についてそれぞれの生み出 tarianism と義務論主義 deontology とがしばしば対比されて 道徳の最高原則は何かという問題をめぐり、功利主義 utili-

されている。 分なものに映る。功利主義では道徳規則のもつ重みが全く軽視 しかしこのように特徴づけられた二つの立場はいずれも不充 もしある行為が、一般に受け入れられ認められて

> る事はさほど難しい事ではない。 則の遵守が悲惨な結果を招くというようなやや極端な例を考え 程の超越性を道徳性が持っている事は認めるとしても、 果の望ましさの程度を考慮する事によっては簡単に覆えしえぬ くとも理論的にはそれが知りうるものであると仮定して)、そ 遵守を極端に強調しすぎているように思える。個々の行為の結 れるのである。又先きに述べられた形での義務論主義も規則の べきか否をこの際に迷う事は精神の弱さの証左でしかないとさ の規則は断じて破られるべきであるとされる。ある規則を破る いる規則の遵守よりもより望ましい結果を生み出すなら(少な 道徳規

脚光を浴びてきたものである。これはごく簡単にいえばカント(2) 年代にR・F・ハロッドにより明確に主張され、五○年代に入 みとして近年英米の倫理学者により論議されてきたものに規則 ってからJ・ハリソンやJ・O・アームソンの論文により一躍 功利主義 Rule-Utilitarianism の方向がある。これは一九三〇 この二つの立場の欠陥を補いつつ両者を総合しよとうする試

六九

の定言命法の公式の一つである普遍的自然法則の公式を変形して、「もし全員が似た状況で似た行為をなし、その結果が望ましくないとするならば、その行為をなすのは正しくない」を基本原則とするものである。個々の行為の結果の一つ一つが望ましいとしても、全員がそれと似た行為をしだすなら望ましくない結果が生まれる時、この原則は個々の行為の結果の一つ一つが望ましれる。そこから道徳規則のもつ個々の結果からの超越性が保証されるのである。又他方この規則の根拠付けに際しては、行為の傾向という形での結果への配慮が中心となっている。それ故の傾向という形での結果への配慮が中心となっている。それ故されるのである。又他方この規則の複別付けに際しては、行為されるのである。又他方この規則の複別付けに際しては、行為されるのである。という形での結果への配慮が中心となっている。それ故意は、行為の傾向という形での結果への配慮が中心となっている。それ故とのである。という形での結果の心が行為をしたすないに、行為の傾向という形での結果のの記慮が中心となっている。それ故とのである。とは全く異なったもので結果への考慮を抜きにして適用するのとは全く異なったものである。

示している。第四十節「公正としての正義のカント的解釈」で内で生まれてきた。一九五○年代には規則功利主義の主張をな内で生まれてきた。一九五○年代には規則功利主義の主張をなるのように定言命法の普遍的自然法則の公式を重視してカン

導き出されると考えられているかという観点から、『道徳の形れら二様の解釈において如何に形式的原則から実質的な義務が諸公式間の関連の問題として取り上げる事ができるだろう。こ

共に、カントによる義務区分での他人に対する完全義務に主と

カントについての規則功利主義的解釈とロールズ的解釈とは

して関わるものである。しかしこの対比はより広く定言命法の

であると思われる。「この原理が導かれる根拠となる、正義の概念のカント的解釈があるという事に注目するのが、ここでの概念のカント的解釈があるという事に注目するのが、ここでの概念のカント的解釈があるという事に注目するのが、ここでの概念の方とには連れていってくれない。そのような薄弱な根拠の上に道徳理論を築き上げる事は不可能であり、それ故カントの理論についての議論をこれらの概念に限る事はその理論を平凡さへと解消してしまう事になる。彼の見解の真の力は他所にあるのである。」ここにおいてロールズは定言命法の諸公式の内、るのである。」ここにおいてロールズは定言命法の諸公式の内、るのである。」ここにおいてロールズは定言命法の諸公式の内、るのである。」ここにおいてロールズは定言命法の諸公式の内、るのである。」ここにおいてロールズは定言命法の諸公式の内、るのである。」ここにおいてロールズは定言命法の諸公式の内、るのである。」ここにおいてロールズは定言命法の諸公式の内、るのである。」ここにおいてロールズは定言命法の諸公式の内、

カン

の義務論

七九七年)を検討する事が小論の意図である。而上学への基礎付け』(一七八五年)と『道徳の形而上学』(一

- (1) 例えば「誰かある人が君に猟銃を貸し、君は彼が求める時には ですと約束した。彼はある日君の所にきてそれを求める。彼の行動から彼は誰かを傷つけるか殺すためにそれを使おうとしている事がかから彼は誰かを傷つけるか殺すためにそれを使おうとしている事がないと嘘をついて約束を破るべきであろうか。」B. A. Brody, ed. Moral Rules ant Particular Circums ances. Prentice Hall.
- (%) R.F. Harrod: 'Utilitarianism Revised', Mind, xlv (1936). J. Harrison: 'Utilitarianism, Universalization, and Our Duty To Be Just', Proceesings of Aristotelian Society, liii (1952-3). J.O. Urmson, 'The Interpretation of the Moral Philosophy of J. S. Mill' Philosophical Quarterly, 3 (1953).

1970. pp. 1~2

- (3) 規則功利主義には本文に述べた Generalization Argument のが、それはカントと直接関わらないためここでは省略する。
- (4) J. Rawls, 'A Theory of Justice', Harvard University Press 1971, p. 251. なお以前の見解については、Two Concepts of Rules', Philosophical Review, 64 (1955). 参照。

一 定言命法とその導出式

『道徳の形而上学への基礎付け』は第二章において道徳の最

現する命題にすぎない。」それ故例えば「約束を破る」と「困 policy のためになされるとは見なされないような意志決定を表 しているのは、以前の掛わりや方針 prior commitment or 則は各々の理性的存在者に妥当する客観的な原理であり、理性 欲しうるような、そのような格率に従って行為せよ。(G.42)」 では使われていないと思われる。「ここで原則により彼が意味 ・W・ベックも述べるように、原則とはそのような厳密な意味 般性の何らかの程度が前提されているように見える。しかしし の実践的規則を含んでいる (K. d. p. V. 21)」とされており、一 は意志の普遍的な規定を含む命題であり、その規定はいくつか 題となるだろう。『実践理性批判』の冒頭では「実践的原則と 的存在者が行為の際に依拠すべき原則である。(G. 42 Anm.)」 故に主観が行為の際に依拠する原則なのである。それに対し法 や諸傾向に従い)規定する所の実践的規則を含んでおり、それ る。それは「理性が主観の諸条件に従い(しばしば主観の無知 のであり、後者の客観性に対し主観的という特徴をもってい ここで言われる格率とは常に法則と対比して考えられているも が普遍法則になるようにと、その格率を通してあなたが同時に 高原則としての定言命法を次のように公式化している。「格率 ここで原則 Grundsatz という言葉のもつ一般性の度合が問

ある。

れた領域で利己的であるという事を示しているにすぎないので格率とは、生活全体において利己的であるわけではなく、限ら

事 ており、 後に見るようにカントは利己的観点から形成される格率を自己 け」とか「この人に対してだけ」とかが格率の内に含まれない である。それ故原理となりうるだけの一般性(例えば「今回だ あり、それに対して後者は困っている時だけという留保を持っ 位置を持っているからである。自己の利益のために約束を破る 自己愛の原理の特殊化された形としての個々の格率が独立した の格率そのものに種々の公式を適用しようとしている。それは 愛の格率と見なして道徳的吟味を行なうのではなく、それぞれ に属している (K.d.p. V. 24)」とカントは述べている。しかし 種のものであり、自己愛あるいは自己の幸福という普遍的原理 し後で「あるゆる実質的実践的原理はそれ自身としては全て同 あろう。この事は他の箇所からも推察できる。先きの引用の少 の度合については特に定まった基準はないと考えるのが妥当で い」は原理として成立しない)を備えておれば、格率の一般性 と一貫性(あるいは無矛盾性、例えば「約束を守り且つ守らな にあるともいえる。しかし前者は常に約束を破るという原理で 論理的には前者を特殊化してえられるものであり、従属的位地 っている時に約束を破る」とは全く別種の格率である。後者は 固有名詞への言及は「普遍的規定」と相容れないから) 他の場合には約束を守りつづける事を意味しているの

> から、 きる。ここから第一の導出式、 率に従って行為するという状況と類比的であると考える事がで 遍性という視点からみて類比 当する法則の下に包摂されている。道徳法則と自然法則とが普 在である。そこではいかなる存在いかなる出来事も普遍的に妥 然即ち普遍的諸法則によって規定されている限りでの諸物の存 を考える時我々が持ちうる概念とは、形式の面から見られた自 性という側面に注目するものである。法則の普遍性という言葉 単に見ていこう。第一の導出式は定言命法の内に含まれる普遍 拠付けについてはその内の三式が適用されている。それらを簡 れる。「あなたの行為の格率があなたの意志により普遍的自然 この定言命法は四つの導出式をもっており、実質的義務の根 格率が普遍法則になるという状況は社会の全員が同じ格 Analogie を持ちうるという事 普遍的自然法則の公式が与えら

(G. 42. Anm.)」である。故にそれに従って我々が格率を形成法則とは「各々の理性的存在者に妥当 するような客観的原理法一の導出式は行為の目的に関するものである。普遍的道徳

法則になるべきかのように行為せよ。(G. 43)」

カントの義務論

決して単に手段としてのみ取り扱わぬように行為せよ。(G. 次の人格の内なる人間性を常に同時に目的として取り扱い、本の人格の内なる人間性を常に同時に目的として取り扱い、本の人格の内なる人間性を常に同時に目的として取り扱い、本の人格の内なる人間性を常に同時に目的として取り扱い、本の人格の内なる人間性を常に同時に目的として取り扱い、本の人格の内なる人間性を常に同時に目的として取り扱われる事を要求するものである。ここから第二の導出式、目的の公式がを要求するものである。ここから第二の導出式、目的の公式がを要求するものである。ここから第二の導出式、目的の公式がを要求するものである。ここから第二の導出式、目的の公式がを要求するものである。ここから第二の導出式、目的の公式がを要求するものである。ここから第二の導出式、目的の公式がを要求するものである。ことが多常に同時に目的として取り扱い、本の人格の内なる人間性を常に同時に目的として取り扱い、本の人格の内なる人間性を常に同時に目的として取り扱い、本の人格の内なる人間性を常に同時に目的として取り扱い、

するとするならば、その格率の目的は相対的ではなく絶対的な

的は

「実現されうる目的ではなく自存的

selbständig

な目的

際には若干の注意が必要である。

人間性、

理性的性質という目

61)」からである。このように否定的にのみ規定されている概として、それ故にただ否定的にのみ考えられねばならない(G.

での考慮が常に要求されるのである。 この考慮が常に要求されるのである。 この考慮が常に要求されるのである。 この考慮が常いできない。目的自身としての人間とは、理性的 が個別を傾向性からの干渉を排除した形で行為者を規定し といえるだろう。目的の公式 の適用に際しては、焦点となっている行為者の目的が単に主観 の適用に際しては、焦点となっている行為者の目的が単に主観 の適用に際しては、焦点となっている行為者の目的が単に主観 の適用に際しては、焦点となっている行為者の目的が単に主観 の適用に際しては、焦点となっている行為者の目的が単に主観 の適用に際しては、焦点となっている行為者の目的が単に主観 の適用に際しては、生性的 といえるだろう。目的の公式 の適用に際しては、生性的 といえるだろう。目的の公式

る。この事から、目的の公式を実際の格率に適用して検討する ていると規定されるような人格の側面が人間性と呼ばれているのであ っていきがれるという側面を残しているが、純粋意志によって行為へ 式の命 されるという側面を残しているが、純粋意志によって行為へ 式の命 されるという側面を残しているが、純粋意志によって行為へ 式の命

52)J

意志の理念 (G.55)」である。 意志の理念 (G.55)」である。

自ら生み出す普遍法則に従って各理性的存在者が行為すると自ら生み出す普遍法則に従って各理性的存在者が行為すると、(G. 56)」である。この王国は、自律的道徳を自分のものとして持ちうる理性的存在者のみが構想しうる理念であり、「理性的存在者の個人的相違や彼らの私的目的の内容を捨象する(G. 56)」事により可能となるものである。ここでは理性的存在者が傾向性の影響をうけぬ形で存しており、その理性的存在者が何らかの目的をもって行為する時には、「体系的結合」をなしているが故に他の存在者を単に手段としてのみならず常に同時ているが故に他の存在者を単に手段としてのみならず常に同時でいるが故に他の存在者を単に手段としてのみならず常に同時に目的としても取り扱っているのである。それ故この目的の王国的としても取り扱っているのである。それ故この目的の王という概念は、目的の王国とは、いう概念は、目的の王国とは、「体系的結合」をなしても取り扱っているのである。それ故この目的の王とに目的としても取り扱っているのである。それ故この目的の王とは、「神経の世紀、「神経の神経の世紀、「神経の神経の世紀、「神経の神経の神経の神経の一般の一般なないの私の目的の中枢を持続している。

国を一つの自然と見るならば、普遍的自然法則の公式はそこで

実現されているといえる。又このような理性的存在者の世界で実現されているといえる。又このような理性的存在者の世界で としての可能的な目的の王国に合致すべきである(G. 60)」と としての可能的な目的の王国に合致すべきである(G. 60)」と なるのである。

義務をより鮮やかに見せてくれるか否かだけであって、内容的義務をより鮮やかに見せてくれるか否かだけであって、内容的義務をより鮮やかに見せてくれるか否かだけであって、内容的義務をより鮮やかに見せてくれるか否かだけであって、内容的義務をより鮮やかに見せてくれるか否かだけであって、内容的義務をより鮮やかに見せてくれるか否かだけであって、内容的義務をより鮮やかに見せてくれるか否かだけであって、内容的義務をより鮮やかに見せてくれるか否かだけであって、内容的義務をより鮮やかに見せてくれるか否かだけであって、内容的義務をより鮮やかに見せてくれるか否かだけであって、内容的義務をより鮮やかに見せてくれるか否かだけであって、内容的義務をより鮮やかに見せてくれるか否かだけであって、内容的義務をより鮮やかに見せてくれるか否かだけであって、内容的表別を述べていいてカントは二つの異なる見解を述べていいた。

であるとして省略されている。(G.55.Anm.) による検討で充分であり、第四公式による検討は同じ事の重複による検討で充分であり、第四公式による検討は同じ事の重複で個々の格率が諸公式により検討される際には、第一第二公式には何ら異なるものではない。『道徳の形而上学への基礎付け』

いてなされる諸行為が、現実の世界にある我々には義務として存するのである。(G.57)」この見方によれば、目的の王国にお目的の王国を可能にしうるような立法と、行為との関係の内に第二の見方は自律をより強調する立場である。「道徳性とは、

表象されるということになる。

という性格をゆがめる事になるからである。

- (1) 以下の引用では G.——『道徳の形而上学への基礎付け』Gru-ndlegung zur Me:aphysik der Sitten, 1785. K.d.p.V.——『実践理性批判』Kritik der praktischen Vernunft, 1788. M.d.S.——『道徳の形而上学』Me:aphysik der Sitten, 1797. の略号を用い、頁付けは Philosophische Bibliothek 版による。
- (\alpha) L.W.Beck, A Commen'ary on Kan?'s Critique of Practical Reason, The University of Chicago Press, 1960. pp. 77~78.
- (3) 私的目的を持たぬと考えている。 おいりに 当的の王国において行為の目的を持ちうるかが、他人に対する法義務と徳義務や徳義務を考える際に問題となってくる。本論では以下に述べられるように、目的の王国において行為の目的を持ちうるかが、他人に対する法義がの三種が出てくると考えられている理性的存在者が如何にして

一自己に対する義務

率が明確にされる。その格率とは「人生が快よりも不幸をより内、第一第三のものが自己自身への義務に関したものである。内、第一第三のものが自己自身への義務に関したものである。内、第一第三のものが自己自身への義務に関したものである。内、第一第三のものが自己自身への義務に関したものである。内、第一第三のものが自己自身への義務に関したものである。内、第一第三の人生が対している定言命法適用例の関連を表している。

カ

多くもたらす時には、自愛の念から自分の生命を断つ事を原理とする(G. 43)」である。自らの不幸を見るに耐ええず自らのとする(G. 43)」である。自らの不幸を見るに耐ええず自らのとする(G. 43)」である。自らの不幸を見るに耐ええず自らのとするで、考える事すら不可能である。と考えられているのである。したず、考える事すら不可能である。この自己矛盾的な普遍法則の故に、自殺をするという格率は第一公式のテストに耐ええり之ず、考える事すら不可能である。この自己矛盾的な普遍法則の故に、自殺をするという格率は第一公式のテストに耐ええりる。

あろう。この事は普遍的自然法則の公式の適用の意味という点あるう。この事は普遍的自然法則の公式の適用の意味という点という格率は、普遍化を考える以前に、個別的な格率自身として自己矛盾的である。とかがある。という格率が普遍的自然法則になっている世界ののである。とすれば、その格率が普遍的自然法則になっている世界の自己矛盾性とは、第一公式を適用する以前が、個別的な格率自身として自己矛盾性とは、第一公式を適用する以前に、個別的な格率自身として自己矛盾性とは、第一公式を適用する以前に、個別的な式の適用の意味という点あるう。この事は普遍的自然法則の公式の適用の意味という点あるう。この事は普遍的自然法則の公式の適用の意味という点ある。

である。

から考えてみる事もできる。ある行為の原理が個人の視点からから考えてみる事もできる。ある行為の原理が個人の視点からな式の意味であったろう。ところが今問題としている自殺の格率の場合は個人の視点からみても矛盾をもったものである。と率の場合は個人の視点から表示の表示にとるための必要条件が欠けすれば社会全体という視点を新たにとるための必要条件が欠けすれば社会全体という視点を新たにとるための必要条件が欠けすれば社会全体という視点を新たにとるための必要条件が欠けているといえるだろう。以上のことから、この世界の自己矛盾性の根拠は第一公式の内にはないという点が明らかとなる。この際の第一公式の働きとは、格率自身の自己矛盾性が時としての際の第一公式の働きとは、格率自身の自己矛盾性が時としての際の第一公式の働きとは、格率自身の自己矛盾性が時としてののの第一公式の働きとは、格率自身の自己矛盾性が時としてののののでしかないだろう。義務の根拠を与えるのではなく、ただ矛盾をよりはっきりと見せてくれるだけ、という役割は C.D. おのでしかないだろう。義務の根拠を与えるのではなく、ただ矛盾をよりはっきりと見せてくれるだけ、という役割は C.D. と呼びうるだろう。

人間は常に同時に目的自身としても取り扱われねばならない。人間とは単なる物質ではなく、絶対的価値をもつ人格である。人間とは単なる物質ではなく、絶対的価値をもつ人格である。しかし軽いは単なる物質ではなく、絶対的価値をもつ人格である。不目的の公式による自殺の格率の検討に目を向けてみよう。不

カ ン ŀ 0 義 務 論 どこにあるのだろうか。それは「理性的存在者として人は自ら

それ故自らを手段としてのみ取り扱おうとする格率は否定され ねばならない、と主張されるのである。

り、

事になるのであろうか。ここでの目的の公式の適用はいわば否 というものであろう。しかしそれでは「自殺は決してすまい」 て備わっており、現実においていかに価値なき人間と思えよら て例にあげられているのである。 るであろうかは示されぬまま、自殺の場合が極端なケースとし 定的にのみなされており、その積極的な適用がいかなる形をと と決意する事が、即ち自らの人間性を目的自身として取り扱う この主張の意図は恐らく、人間には理性的性格が可能性とし その可能性を根底から否定してしまう事は許されない、

うな才能をもっている人が、

苦労して才能を伸ばそうと努力す あると考えられる。しかしながら、この場合の欲しえぬ根拠は を欲する事は不可能であるとされる。意欲のこの自己矛盾性の 化されている世界を考える事は充分できるが、そのような世界 の場合についての第一の公式による検討では、この格率の普遍 るよりは安逸を追い求めようとする場合である。(G. 44) こ 第三の例は、いくばくかの陶冶により有益な人間になれるよ 才能の陶冶とは広い(ゆるい)拘束性をもつ不完全義務で

> の内の能力が全て発展されるようにと必然的に欲する、という 式自身の適用から出てくるものではない、という点である。即 こで述べられる理由が第一公式の外にあるものであり、第一公 る。この議論に対しては二つの疑問が出されうる。第一は、こ のはそれらの能力はいろいろの可能な目的に役立つものであ 既に否定されるべきものである。この場合にも普遍的自然法則 内なる才能の発展を必然的に欲することになる。とすればその する不完全義務の導出のためには他の観点をも必要としている ちここでの適用の仕方から見るなら、第一公式は定言命法の一 の公式は道徳的顕微鏡の役割しか果しておらず、義務を与える 格率は普遍化して考えてみるまでもなく、個別的な格率として の理由を認めるとすると、理性的存在者は個々人として自らの のである。第二の疑問はより決定的なものであるが、仮りにこ つの必要条件を表現しているにすぎないのであって、自己に関 そのために彼に与えられているから (G. 45)」とされてい

向かう素質が人間性の内にある (G. 53)」と述べられる。これ によって目的自身としての人間性に積極的な定義が与えられる に関して、自然の目的に属するような、より偉大な完全性へと 第二公式による検討では、まず「我々の主体の内なる人間性 根拠となってはいないと結論できるだろう。

らのがカントの出発点であった。各種の意図に役立ちうるよう 問である。如何なる才能もそれ自身では善しとは言われえな 能を伸ばす事がより偉大な完全性の実現に直結するかという疑 この議論に対しても二つの疑問が生じてくる。第一は個々の才 質の無視を意味するが故に義務違反とされるのである。しかし 最高原則としての定言命法という考え方を捨てる事に他ならぬ なある才能を伸ばす事はかえって完全性を害する事にもなりか のであり、第一例自殺の場合の考察とは異なったものとなって であろう。定言命法を通して自然の目的が我々に知られる、と し、それを基として定言命法を適用するという方向は、 れている点である。自然の目的という道徳的概念をまず前提 ねないのである。第二の疑問はその素質が自然の目的に数えら い、絶対的に善しと言われうるのは善き意志のみである、とい いる。才能の陶冶を目指さず安逸にふけるという格率はこの素 い
う
順
序
で
な
け
れ
ば
な
ら
ぬ
と
思
わ
れ
る
か
ら
で
あ
る
。 道徳の

では自己自身への義務は定言命法によるものではなく他の源を礎付け』でのこのような議論とは対比的に、『道徳の形而上学』の概念に明確さの欠けるうらみのある点を指摘して、きた。『基徳的顕微鏡の役割しか果しておらず、又第二公式では「人間性」以上、第一第三例についての検討を概観して、第一公式は道以上、第一第三例についての検討を概観して、第一公式は道

持っていると考えられている。自ら自身に対する義務全体の第一の命令とは「汝自身を知り探求し窮めよ――汝の身体的完全性に従って(M. d. S. 293)」であるとされている。さらにカントに荒って(M. d. S. 293)」であるとされている。さらにカントは言葉を続けて「心のいっそう窮め難い深みや深淵の内にまで突き進む事を要求する所のこの道徳的自己認識とは、あらゆる人間的知の始まりである(M. d. S. 293)」と言う。道徳的観点から汝自身を知れと言われる時、そこでは既に何らかの道徳的から汝自身を知れと言われる時、そこでは既に何らかの道徳的から汝自身を知れと言われる時、そこでは既に何らかの道徳的から汝自身を知れと言われる時、そこでは既に何らかの道徳的心 Herz へと深く入り込む事により生まれ出てくる認識が必然的に道徳的なものである、という事であろう。

「この道徳的自己認識の最初の命令から直接的に出てくる際の率直さとが、自己認識の最初の命令から直接的に出てくまなるのである。「法則と比較して自ら自身を判定する際の公となるのである。「法則と比較して自ら自身を判定する際の公となるのである。「法則と比較して自ら自身を判定する際の公となるのである。「法則と比較して自ら自身を判定する際の公となるのである。「法則と比較して自ら自身を判定する際の公となるのである。「法則と比較して自ら自身を判定する際の率直さとが、自己認識の最初の命令から直接的に出てくる際の率直さとが、自己認識の最初の命令から直接的に出てくる際の率直さとが、自己認識の最初の命令から直接的に出てくる際の率直さとが、自己認識の最初の命令から直接的に出てくる際の率直さとが、自己認識の最初の命令から直接的に出てくる際の率直さとが、自己認識の最初の命令から直接的に出てくる際の率直さという。

カントの

義務論

る所の、自ら自身に対する諸義務である。(M. d. S. 245)」まり一方では「自ら自身の存在に対する尊敬(M. d. S. 245)」が要求されると共に、他方では自らの感情や傾向性に対する道が要求されると共に、他方では自らの感情や傾向性に対する道におく事が要求されるのである。(M. d. S. 251-3)

味をもたぬ事は既に見てきた通りである。

「大に自己自身への義務の内容を見てみよう。その際特に注意
したいのは完全義務と不完全義務との区別である。『基礎付け』
したいのは完全義務と不完全義務との区別である。『基礎付け』

である事」の基本的部分を保持する事であり、不完全義務とはである。完全義務とは道徳的な自己保存にかかわり、人間の道徳的健全れる。前者は道徳的な自己保存にかかわり、人間の道徳的健全とである。完全義務と実質的義務との違いに求められているのWohlhabenheit を目的とする。完全義務と不完全義務との区別はこの形式的義務と実質的義務との違いに求められているのである。完全義務とは道徳的自己認識により示される「汝自身である。完全義務とは道徳的自己認識により示される「汝自身である事」の基本的部分を保持する事であり、不完全義務とはである事」の基本的部分を保持する事であり、不完全義務とはである事」の基本的部分を保持する事であり、不完全義務とはである事」の基本的部分を保持する事であり、不完全義務とはである事」の基本的部分を保持する事であり、不完全義務とはである。

調和を保ちつつそれをさらに発展させる事である。

ある。そこから嘘、 るような主体に関わるものは、自らの内なる人間性の尊厳性で るのである。又完全義務の内、 欲の不自然な使用、飲食物の過度の享受が完全義務違反とされ である所の自己保存、 的な完全義務の内、前者に数えられるのは、人間の自然的衝動 端的に道徳的な存在として見る見方とに依るものである。 的富裕を目指すものとしての動機の純粋性である。 しての人間にかかわる不完全義務とは、 れに身体の能力を伸ばす事があげられる。端的に道徳的存在と 実現のための実用的性格を持っているものであり、精神や魂そ 次に身体的存在としての人間にかかわる不完全義務とは道徳性 力の保存に関するそれぞれの欲求を適度な形で(即ち妄想的に ると同時に道徳的であるような存在として見る見方と、自らを で主観的にも分類される。それは自らを動物的(身体的)であ 又自己自身への義務とは第二に主体についての見方との関係 、貪欲、卑屈等がその違反とされるのである。 種の保存、動物的な生の享受のための能 端的に道徳的存在として見られ 人間性そのものの道徳

を強調する所の定言命法から導き出されるのではなく、定言命以上を簡単にまとめれば、自己自身に対する義務とは普遍性

法をも可能にするような道徳的自己認識から直接に与えられるのであるといえよう。法論と比較して、自己自身への義務にものであるといえよう。法論と比較して、自己自身への義務にめの存在であるとか、あるいは身体的側面をも持っていると見徳的存在であるとか、あるいは身体的側面をも持っていると言えるがろう。

(-) C. D. Broad, 'On the Function of False Hypothesis in Ethics', International Journal of Ethics, xxvi. pp. 382-384.

三 他人に対する完全義務

『基礎付け』で論じられる第二の例は約束の義務にかかわる 『基礎付け』で論じられる第二の例は約束の義務にかいわる いまれたとしよう。その人が「自分が金に困っているとに追い込まれたとしよう。その人が「自分が金に困っているとものである。ある人が困窮のために金を借りざるをえない状況ものである。ある人が困窮のために金を借りざるをえない状況

の構成員全員が、困窮にあると思う時に偽りの約束をしだすな偽りの約束では自己の利益は保証されている。それに対し社会普遍的自然法則の公式による検討をみてみよう。一回限りの

違反しているとされるのである。 違反しているとされるのである。 違反しているとされるのである。 違反しているとされるのである。 違反しているとされるのである。 違反しているとされるのである。 違反しているとされるのである。 違反しているとされるのである。 違反しているとされるのである。

ってその慣行の崩壊をもたらすという状況を意味している。第一は形式的論理的な自己矛盾であり、約束の慣行に依拠する格率が普遍化を通してかえ法則とが同時に存在している状況である。第二は因果的な自己対の問題となるだろう。それは二様の意味に解しうると思われる。

この自己矛盾という言葉でこの場合何が意味されているかが

できるだろう。 できるだろう。 できるだろう。 できるだろう。 できるだろう。 できるだろう。 できるだろう。 できるだろう。 できるだろう。

次には因果的自己矛盾が語られていると考えてみよう。皆が次には因果的自己矛盾が語られていると考えてみよう。皆が成立不可能となる。普遍化された偽りの約束の格率によりその慣行の崩壊が引き起されるという自己矛盾である。先きりその慣行の崩壊が引き起されるという自己矛盾である。先きに述べたように普遍的自然法則の公式を採用する事は個人の視点から社会全体の視点へと移る事をも意味しているものである。その移行はここでは、個々人の利益についての考慮から社る。その移行はここでは、個々人の利益についての考慮から社る。その移行はここでは、個々人の利益についての考慮から社る。その移行はここでは、個々人の利益についての考慮から社る。その移行はここでは、個々人の利益についての考慮から社る。その移行はここでは、個々人の利益についての考慮から社る。その移行はここでは、個々人の利益についての考慮から社る。その移行はこかに対していると思うたびごとに守ろうという気もない偽りの約束の格率が普遍的に採用される度合は0%から100%にまで変束の格率が普遍的に採用される度合は0%から100%にまで変束の格率が普遍的に採用される度合は0%から100%にまで変束の格率が普遍的に採用されると言葉を見いると思うない。

考慮して、次に第二の格率をさらに特殊化し、「人生に一度だ 格率を普遍化するならば、自己矛盾という事態は確かに起ると られる約束の数は微々たるものである。この場合には約束の慣 数を考慮に入れるなら、全員がこの格率に従って行為しても破 り採用されたとしてみよう。人が人生において通常なす約束の け困っている時に偽りの約束をする」という原理が行為者によ るならば、慣行は依然存続しているといえる。「偽りの約束」と の約束」の格率の普遍的に採用されている度合の a %以下であ なりの数の約束が依然守られているからである。これが「偽り ものであり、この新たな格率が普遍化された世界では、まだか はすぐには言えぬのではないだろうか。何故なら、この格率は を普遍化してみても、先きに述べたような慣行の崩壊が起ると っている時に偽りの約束をする」という格率である。この格率 いえるだろう。しかしながらカントが例で論じているのは「困 「偽りの約束」の格率が具体的状況によってより特殊化された 「困っている時の偽りの約束」とが普遍特殊の関係にある事を 約束が慣行として確立している社会で「偽りの約束」という

カ

殊化されたものである場合のほうが多いと思われる。つまり偽 所とする原理」である限り、我々が現実に持つ格率とはより特 行への不信(偽りの約束をした個人にではなく)の発生を指摘 行自身への影響はほぼ皆無であると言いうるだろう。 についてのカントの議論でのように「同一」の関係と見なされ ようなー~に属する unter ~ gehören」の関係が約束の格率 残らず同一種類のものであり、自己愛あるいは自己の幸福とい 判』において「全ての実質的な実践的原理はそれ自身としては はできないであろう。別の言い方をすれば、カントは『第二批 ものであり、それら全てを「偽りの約束」に還元してしまう事 の行為の発生源となる格率はさまざまな次元で公式化されらる りの約束をするという行為自身は一種類のものであろうが、そ り上げたが、実際に普遍化を行なう時には「困っている時」と われる時にとる形であり、自己愛の原理の特殊化である。この の実質的原理とは自己愛の原理が各種の具体的状況に際して現 う普遍的原理に属する (K. d. p. V. 24)] と述べている。各種 できたのである。しかしながら格率が「主観が行為の際に拠り いう限定をはずして考えている。そのためすぐに約束という慣 カントは「困っている時の偽りの約束」の格率を例として取

種の表われであるという事から、「自己愛」の格率を普遍化しえる必要はなくなってくる。「偽りの約束」が「自己愛」の一

てもよかったと言えるのではないだろうか。

『基礎付け』第二例に普遍的自然法則の公式を適用しようとするカントの議論は約束の義務を導き出そうとするのに急でありすぎた、という印象を免れえぬものと言えるだろう。「偽りりすぎた、という印象を免れえぬものと言えるだろう。「偽りの約束」に「自己愛」とは独立した位置を与えうるとするならば、「偽りの約束」の格率にもさまざまなレベルを認めるのが妥当だと思われる。カントは行為の観点からではなく格率という観点から道徳性を語ろうとしているからである。

に対するこの矛盾がよりはっきりするのは、他人の自由や所有り、その他人が同時にその行為の目的を自身の内に含んでいるり、その他人が同時にその行為の目的を自身の内に含んでいる約束をする人は「他人を手段としてのみ利用しようと考えてお続いて第二の目的の公式の適用の場合を見てみよう。偽りの続いて第二の目的の公式の適用の場合を見てみよう。偽りの

うるならば、

カントにとっては特に「偽りの約束」について考

カ \mathcal{V} ኑ の 義

務 論

る りの約束をする人が目的の公式に違反しているのは明らかであ とされるのである。

物に対する侵害の例がひかれる時である (G. 53)」

事から、

偽

ある。

る。 であると主張しているのである。 出すべき定言命法が、ある権利義務を前提しそれの尊重が義務 ない。ところがカントのこの議論では、それ自身で義務を生み あり、その適用にあたって他の権利義務を前提する事は許され 物は絶対的に尊重されねばならぬと前提されているからであ えぬと思われる。というのはこの議論では、 しかし第二公式のこのような適用の仕方は充分なものとは言 定言命法はあらゆる道徳規則の根底となるべき最高原則で 他人の自由や所有

る。

る。 者間の行為の目的の一致を強調する所に難点が存するのであ 体的な目的である。ところが現実の人間はさまざまな主観的目 のみなしうるものである) 的をも同時に持っている。この区別 れる行為の目的のみが、 向性に支配されて選択を行なうこともある。 践理性により規定された自由な形で選択することもあれば、 この不充分性に別の説明を与えてみよう。 この議論に従って言うならば、 第二公式により尊重を命ぜられうる具 を考慮せずに、 いったん殺人を引きうける (それは定言命法によって 一律的に約束の当事 前者の際に追求さ 人の選択意志は実 傾

> 遂行する事の方が義務であるという結論を引き出す事も可能で ならば、 後にいかに良心がとがめようと、 約束を守ってそれを

される自然法の体系は大別して生得権と獲得権とに分かたれら の『道徳の形而上学、 れば、その行為は正しい。 由が何びとの自由とも普遍的な法則に従って両立しうるのであ の行為自身あるいはその格率に即してみて各人の選択意志の自 ら法の普遍的原理が導き出される。「如何なる行為であれ、 いる。この状態を我々にとっての当為 Sollen として見る所か は、それらが対立なく調和的な形で共存している事を意味して 行為の諸目的が相互的な法則によって結合しているという事 られる行為でなければならない。 こでの理性的存在者間の交渉は理性的存在者一般に共通して見 目的は捨象され、理性的存在者一般として存在している。 は『道徳の形而上学への基礎付け』では示されておらず、 の王国の公式の適用がいかなる形をとるかを見てみよう。 第一公式第二公式の適用を検討した後に、 前者は各人のもつ人間性の故に各人に帰属する権利であ 目的の王国では先に述べたように各人の個別的な状況や 法論』において展開されているものであ (M. d. S. 35)」この原理から導き出 理性的存在者自身並びにその 次には第四の目的 後期 そ

る

として保証されるのである。 ら自身の主人であるという人間の性質等が人間の根源的な権利 ら自身の主人であるという人間の性質等が人間の根源的な権利 として保証されるのである。この自由から生得的な平等性や自

る。 な る。 して、 が可能である。 は「私の選択意志の各々の外的な対象を私のものとして持つ事 所有とは異なる英知的所有 intelligibler Besitz, possesio nou-能力一般まで否定し去る事はできない。目的の王国では現実の が考えられる時、その個別的形態は捨象されるにしても、所有 りもするものである。目的の王国において理性的存在者の活動 う外的自由を得るのである。 法である (M. d. S. 52)」となるのである。この「要請」を通 れ自身で(客観的に)所有者のないものにするような格率は違 menon が考えられねばならないのである。それ故この要請と それに対し、自然法獲得権に関する部分が「私法」を構成す まず最初に論ぜられるのは「実践理性の法的要請」であ その活動はしばしば他人をもまきこむ形で所有を目指した 人間の選択意志の活動とは生得権の項で論ぜられたよう 他人から独立的に行使できる範囲内にとどまるものではな 目的の王国の成員は外的な対象を英知的に所有するとい ある格率が法則となる時、選択意志の対象をそ

普遍性を強調する形式的な道徳法則が、単に人間のみならず全ての理性的存在者に妥当すべきであるとは、カントが繰り返全ての理性的存在者に妥当すべきであるとは、カントが繰り返生での理性的存在者に妥当すべきであるとは、カントが繰り返生での理性的存在者に妥当するものではなく、人間社会でのの王国とはもはや神等に妥当するものではなく、人間社会でのの王国とはもはや神等に妥当するものではなく、人間社会でのの王国とはもはや神等に妥当するものではなく、人間社会でのの王国とはもはや神等に妥当するものではなく、人間社会でのの王国とはもはや神等に妥当するものではなく、人間社会でのの王国とはもはや神等に妥当するものではなく、人間社会でのの王国とはもはや神等に妥当するものではなく、人間社会でのの王国とはもはや神等に妥当するものではなく、人間社会でのの王国とはもはや神等に妥当するものである。即ちこの「要請」とは、解決されるが、単に人間のみならずとでの理性的存在者に妥当すべきである。(M. d. S. 53)」とないうな資格を我々に与えてくれるのである。(M. d. S. 53)」となような資格を我々に与えてくれるのである。(M. d. S. 53)」とないます。

道徳的に中立的な欲求が形式的な道徳法則によって承認されるは道徳的に見れば中立的な価値を持っているだけである。その我の視点を人間社会に合わせるならば、「要請」での外的自由ととは人間本性と分かち難く結びついたものである。それ故、我崩すものではない。人間全員に共通して見られる最低限の欲求崩すものではない。人間全員に共通して見られる最低限の欲求

くまで形式的な原則に存しているのである。して始めて現われてくるものであり、道徳的価値の出発点はあして始めて現われてくるものであり、道徳的質料とは道徳法則を介まり追求されうる限りにおいて)、それは道徳的に認められう限りにおいて(即ち、その欲求が相互の調和を保ちつつ各人に

二、ある特定の行為へと向けられた他人の選択意志。三、私と 時間には、 則に従ってある行為へと規定する能力としての、他人の選択意 するものである。約束あるいは契約の義務とは第二項の中心を それぞれ実定法における物権、債権(対人権)、身分権に対応 関連する所の他人の状態。(M. d. S. 54)」である。 これらは のか、という疑問が当然生じてくる。約束と受諾の間の僅かな 利義務が発するのか、あるいは受諾の時点まで待たねばならぬ 本質的な要素が認められ、どちらを除いても契約は成立しえな おける契約に際しては、約束の部分と受諾の部分という二つの 志を所有する事 (M d. S. 83)」と定義される。 現実の世界に なすもので、「他人の選択意志を私の選択意志により自由の法 とは三種に分類される。「一、私の外なる(物質的な)もの。 い。現実の契約行為に注目するならば、約束の時点で新たな権 「要請」で述べられる「外的な私のもの、 取り引きされるものが所有者をもたぬとさえ言いう あるいは君のもの」

るのである。

ものを受けとる事により他人を手段として使っているにもかか 考える。英知界において複数の存在者が片方の英知的所有物を 考え、それが現実における契約行為を成立させるのである、と が故に、先の疑問はここでは生じてこないのである。又、 出されるものであり、定言命法の適用の前提とはなっていない 知的所有物とは定言命法と「実践理性の法的要請」とから導き の王国の公式では英知的所有物が考慮されている点である。 的の公式においては現実の所有物が考慮されたのに対し、 がここでも義務を考えるのに不可決である。ただ相違点は、 的の公式の適用でと同じように、当事者間の行為の目的の一 的の公式は満足させられていると言えるのである。先に見た目 わらず、それが共通の意志から発しているものであるが故に目 てくるのである。このような約束がなされる時には、私はある によりなされる英知界での単一の行為が現象界に反映される より約束と受諾とが同時になされているのである。共通な意志 物の移動に関して合一しており、英知界では意志のこの合一に 他方に移すという事に同意する。この時両者の意志はその所有 それに対してカントは、 約束と受諾という二つの意志による二つの行為が生まれ出 英知界における所有物の移動をまず 目的 約束 英 目 致

出しはしないのである。
出しはしないのである。
出しはしないのである。それ故、他人の生命を奪うという家とはなりえぬものである。それ故、他人の生命を奪うというな事は、たとえその約束がかわされたとしても義務を生みような事は、たとえその約束がかわされたとしても義務を生みような事は、たとえその約束がかわされたとしても義務を生み出しばしないのである。

送行を妨げられうるような外的状況の存在の可能性である。 送行を妨げられうるような外的状況の存在の可能性である。 送行を妨げられうるような外的状況の存在の可能性である。 送行を妨げられうるような外的状況の存在の可能性である。 送行を妨げられるのである。 という点である。 とれるのである。 という点である。 とれるのに には二種の障害が考えられる。 がならないか、という点である。 とれるのに には二種の障害が考えられる。 はならないか、という点である。 これには二種の障害が考えられる。 第一の障害とは、法則を顧みず衝動や傾向性に従おうとれる。 第一の障害とは、法則を顧みず衝動や傾向性に従おうとれる。 第一の障害とは、法則を顧みず衝動や傾向性に従おうとれる。 第一の障害とは、法則を顧みず衝動や傾向性に従おる。 (5)

> 阻むものであるが故に、完全義務である。「

> 一般に全ての人間 を明らかにしようとしている事をも考え合わせるならば、 である。(M. d. S. 323)」 に対して当然払うべき尊敬から出てくる義務を果さぬ事は悪徳 う。

> 又この尊敬の義務は、

> 一つの

> 怠りも目的の

> 王国との

> 合致を の引用は自然法との密接なつながりを示しているといえるだろ は互いから距離を保つように教えられる。 いる。「各人が相互に払わねばならない尊敬の原理により、 尊敬を物理学の作用反作用にたとえつつ、カントはこう述べて から自然法は可能となった。それに対し尊敬については、愛と 考えるべきであろう。他人を自らと異なる存在として認める所 に対する尊敬の義務の根拠はむしろ自然法の体系の内にあると ては言及されていない。『徳論』の序論がそれ固有の立法根拠 の幸福のみが徳義務として論ぜられており、尊敬の義務につい れている。ところが『徳論』の序論では、自己の完全性と他人 としているが、そこでは愛の義務と尊敬の義務とが並び論ぜら (M. d. S. 304)] الد 他人

しうる存在である、という事から必然的に帰結するものであ存在であり、且つ人間が外的な形での行為を行ない他人を強制のではない。人間が恣意や傾向性により影響されざるを得ない第二の障害の可能性は経験的な認識によってのみ示されるも

形而上学、

に対し常に尊敬の念をいだくよう命ずるものである。『道徳の

徳論』の第二部は「他人に対する徳義務」をテーマ

第一の障害を取り除くための強制とは内的強制であり、他人

取るために彼らの自由を放棄する。(M.d.S. 138-9)」法とは適 即ち国家として見られた国民の成員として、ただちに再び受け 的契約であり、それに従って国民の全ての者は、ある公共体の れらる拠り所となる、その行為の理念にすぎないが――は根源 る事なく再び見い出したのである。(M.d.S. 139)」 それにもかかわらずその法律が目的の王国での法則に合致して 法性のみを問題にし、行為の動機について問うものではない。 を国家へと構成する行為——本来的には国家の正当性が考えら 認められるのである。外的自由の使用に関しての各種の実定法 的な共存関係の内において、あの自然状態から出て法的な状態 自分の自由を法則的従属の内で、 いるならば、法の道徳性が語られうるのである。国家における 家には道徳的な存在根拠が与えられるのである。「国民が自ら 定法が目的の王国での諸法則に合致している限りにおいて、 を通して人々が結合する時、社会は国家へと生まれ変わる。 は、配分的正義の段階に至ってはじめて必然的な諸権利として (M. d. S. 128)」自然法の次元で現実的なものとなった諸権利 る。ここから公法の要請が生ずる。「あらゆ他人との不可 人は「野蛮で無法則的な自由を全面的に放棄する事によって、 へと即ち配分的正義の状態へとあなたは移行すべきである。 即ち法的状態の内で減少させ 避 国 実

カントの義務論

- (-i) J. Kemp, 'Kant's Examples of the Categorical Imperative', Kant: A Collection of Critical Essa, s, ed. by R. P. Wolff, Doubleday Anchor Original, 1965. p.252. originally in Philosophical Quarterly, 8(1958).
- (2) H・J・ペートンはカントの定言 命法についての研究において、目的論的自然の考え方を提出している。その骨子は、人間の諸て、目的の体系的調和が重視されるべきであり、約束の制度の崩壊はその調和を損ならが故に望ましくない、という前提を考える事にあるだろう。しかしこの考え方もやはり、偽りの約束の格率の普遍化により約束の制度が崩壊する事は前提している。ペートンの説は何故約束の制度の存続が道徳を考える際に重要かという点についての解釈であると考えられる。それ故ペートン説は因果的自己矛盾説の一種と考えてさしつかえないだろう。H. J. Paton, The Calegorical Imperative, A Study of Kant, s Moral Philosophy, Hutchinson & Co. 1947, Ch.XV, SS 4-8. 特にSS参照。
- (3) これを考える際にD・ライオンズの単純功利主義と一般功利主義の外延的同等性 extensional equivalence between simple and general utilitarianism に関する議論から示唆をえた。Daivd Lyons, Forms and Limits of Utilitarianism, Oxford, Clarendon Press, 1965, III. Extensional Equivalence 参照。
- 理性的性質の意では常に無冠調で使われているからである。例えばく、その行為の目的と解すべきであろう。というのは目的自身即ちな、その行為の目的と解すべきであろう。というのは目的自身の意ではない。原文では ohne daß dieser zugleich den Zweck in sich ent

objektive Zwecke, d.i. Dinge, deren Dasein an sich selbst Zweck ist (G.51) ~1,6 aus der Vorstellung dessen, was notwendig für jedermann Zweck ist. (a.a.O.).

(5) 加藤新平「カント法哲学に就いての一考察」法学論叢(京都大学法学会刊)四七巻、八〇五頁。但しこの論文では第一の障害を取り除くために徳論全体が考えられているとされているが、小論では徳論の内他人への尊敬の義務のみが第一の障害の歌士に関わるという立場をとっている。

『法論』の「公民的結合の本性から生ずる法的効果についての一も認められないと主張したのであろうか。約束を例にとれば、その履行の義務はいかなる外的状況にあっても強制力を持ち続けるのであろうか。カントは大体においてそうだと言っているように見えるあろうか。カントは大体においてそうだと言っているように見えるが、例外を認める可能性を示唆しているようにも考える事ができる。

『法論』の「公民的結合の本性から生ずる法的効果についての一度、C」は、慈善施設等を設ける事が国家を構成した国民の義務の一つである、という事を述べている。各人は法に従って得たものに対して正当な所有権を主張できる。しかしながら国家を構成するという行為を通してその構成員は、自らを維持する事のできぬ者に対する責任をも同時に負うのである。「即ち、普遍的な国民意志に対する責任をも同時に負うのである。「かしながら国家を構成するという行為を通してその構成員は、自らを維持する事のできない構成員を維持する中の社会へと統合したのであり、この社会の内で自分では自らを維持する事のできない構成員を維持する社会の内で自分では自らを維持する事のできない構成員を維持するというにより、

れている。これは他人に対する不完全義務であり、外的強制とは相困窮にある他人を助ける事は後に述べられるように愛の義務とさ

示しているのである。しかしながら、今の例――ある人々が法により 保証されているはずの所有物を法の規定により手放さねばならぬ事 もありうる――は、内的強制のみにかかわるはずの愛の義務が法律 の次元に影響を与えらる事を示しているといえよう、完全義務にも の次元に影響を与えらる事を示しているといえよう、完全義務にも の次元に影響を与えらる事を示しているといえよう、完全義務にも の次元に影響を与えらる事を示しているといえよう、完全義務にも

他人に対する不完全義務

四

『基礎付け』第二章で考えられる第四の例とは、特に何の不自由も感じていない人が、非常な困難と戦わねばならぬ他人を見ており、しかも自分は充分によくその人を助ける事ができると知っている際に示すある態度についてである。「それは私に何の関係があろう。誰であろうとその人が天の欲する程にあるいは自分でできる限り幸福であるにしても、私はその人から何かを取り上げるような事はしないし、ましてや羨んだりは決してしない。ただ自分には彼の息災のためにとか窮状にある彼を助けるために何かを寄与しようという気が全くないのだ(G. 助けるために何かを寄与しようという気が全くないのだ(G. りけるために何かを寄与しようという気が全くないのだ(G. りけるために何かを寄与しようという気が全くないのだ(G. りけるために何かを寄与しようという気が全くないのだ(G. りけるために何かを寄与しようという気が全くないのだ。(G. りけるために何かを寄与しようという気がないのが、非常な困難と戦わればならぬ他人を

張される。というのは「彼が他人の愛や同情を必要とするようるような自然を考える事は可能だが欲する事はできない、と主第一の公式による検討では、この格率が普遍法則になってい

カントの義務論

するが欲する事はできないということから、他人への好為は功矛盾だからである。この格率の普遍化された世界は考えられはとする人間が他人の愛の存しえぬ自然を欲するのは意欲の自己な場合が多く起りうる(G. 45)」からであり、他人の愛を必要な場合が多く起りうる(G. 45)」からであり、他人の愛を必要

績的な不完全義務であるとされるのである。

しその人間が真に他人の愛や同情を必要とせざるをえない」という基準としての人間が真に他人の愛や同情を必要とせざるをえない」と言いうるとすれば、人の愛や同情を必要とせざるをえない」と言いうるとすれば、利の愛や同情を必要とせざるをえない」と言いうるとすれば、たのようなは、という事になるだろう。他人を羨まぬと宣言してみてまない、という事になるだろう。他人を羨まぬと宣言してみてまない、という事になるだろう。他人を羨まぬと宣言してみてまない、という事になるだろう。他人を羨まぬと宣言してみてまない、という事になるだろう。他人を羨まぬと宣言してみてまなって行為していくという態度にあるといえよう。自己自身への義務の所でと同様に、ここでも普通的自然法則の公式は道徳的顕微鏡の役割しか果していないといえるだろう。

ついても疑問が残るであろう。この点に関して、第三例才能の又「他人の愛や同情を必要とせざるをえない」という基準に

拠が探られねばならない。この認識に立ちえてはじめて、 識に到達しうるであろうか。第一公式の適用とは別に、この根 えるべきであると主張している。しかし人は如何にしてこの認 の助けを必要とする」という人間存在一般に妥当する基準と考 点を解説して、個々人の利益が問題なのではなく「人間が相互 されているのに対し、後者は自らの幸福への願望から発する利 好為の例では、他人の助けを必要とする意志がその機会を自ら 口 Klugheit の立場に非常に近くなっている。ペートンはこの 者として」の表現に見られるように、理性の立場からの判断と を奪う事を欲しえない、とされている。前者が、「理性的存在 的に欲するから(G. 45)」とされている。それに対し他人への として、彼は自分の内なるあらゆる能力が発展される事を必然 いる。しかし才能の陶冶の例では、「というのは理性的存在者 者は共に普遍化された世界が欲しえないとする点では共通して であるが、第一公式の適用の仕方には差異が見うけられる。両 陶冶と第四例他人への好為とは共に不完全義務にかかわるもの

自然目的とは『判断力批判』で定義されるような意味ではな目的とは自分自身の幸福である(G. 53)」と述べられる。この目的の公式による検討では、まず「あらゆる人々が持つ自然

的に他人を助ける事が可能となるからである。

く、「自然にもつ目的」程の意味であろう。 人間を目的自身として取り扱う事は、その人の目的をできうる限り自分の目的とはその人自身の幸福である。ところがその人のもつ目的とはその人自身の幸福である。それ故、他人の幸福の増進に努める事が、目的自身ととしての人間性の促進へと繋がり、功績的義務を果す事になるとしての人間性の促進へと繋がり、功績的義務を果す事になるとしての人間性の促進へと繋がり、功績的義務を果す事になるとしての人間性の促進へと繋がり、功績的義務を果す事になるとしての人間性の促進へと繋がり、功績的義務を果す事になるとしている。

しかし偽りの約束の例におけると同様に、この例でも主観的目的と客観的目的との混同がみられると言えるだろう。前者は日かと客観的目的との混同がみられると言えるだろう。前者は日かと客観的目的と見なされ、その尊重が命ぜられている。道徳福が客観的目的と見なされ、その尊重が命ぜられている。道徳福が客観的目的と見なされ、その尊重が命ぜられている。道徳の欲求から発するものであれ、いかなる目的の追求にも助けの手が差し出されねばならないのである。

てはっきり述べてはいないように思われる。しかし一つの解釈拠はどこに求められるべきであろうか。カントはこの点についち愛の義務の根拠を与えるものでないとすれば、その義務の根定言命法を現実の考え方や格率に直接適用してみても好為即

ための手段としてのみ使ったのではないだろうか。 もしれない。その時私は遙かかなたにいる人を単に私の幸福の 分に考えられる。私が法に従って正当に各種の幸福を享受して 響が当の相手を通して全く見知らぬ人にまで及んでいる事は充 単に直接に交渋関係にある他人ばかりではなく、私の行為の影 手を同時に目的として取り扱うかが課題となっていた。 論では、人が自らの外的自由を行使する時、いかにしてその相 讃める理由について次のように語っている。 いる時ですら、私には見えぬ形で犠牲になっている人がいるか め Schuld が見い出されるだろう。(K.d.p.V. 177. Anm.)」法 すれば、その人が人間全体に関して何らかの形で負っている責 せる事」を目的とするものである。「誰でも少し考えてみさえ は、移りやすい「魂の高揚」のためではなく「心を義務に従わ る『実践理性批判・方法論』において、カントは義務を果す人を を提出する事は可能であろう。ルソーの『エミール』を思わせ 「責め」により表現しようとしたのはこのような事であったろ 義務の履行の賞替 カントが

ートンの説として述べたものである)を持っに至るのである。在であるという事から内的自由は次のよう認識(これは先に、人間が何らかの形で他人に対し責めを負わざるをえない存

うと思われる。

カ

ントの義務論

「人間は同胞 Mitmenschen として、即ちある居住地で自然により相互的に助け合うように合一された、助けを必要とする存在者と見なされねばならない。(M.d.S. 309)」この認識によったろう。先きにペートンの説の紹介の所で述べたように、このだろう。先きにペートンの説の紹介の所で述べたように、このだろう。先きにペートンの説の紹介の所で述べたように、このだろう。先きにペートンの説の紹介の所で述べたように、このだろう。先きにペートンの説の紹介の所で述べたように、このだろう。先きにペートンの説の紹介の所で述べたように、このだろう。先きにペートンの説の紹介の前世を持っているのである。又この認識は他人が幸福と見なすものは何であれ促進さある。又この認識は他人が幸福と見なすものは何であれ促進さればならぬと言っているのではない。「ある居住地で自然に「人間は同胞 Mitmenschen として、即ちある居住地で自然に「人間は同胞 Mitmenschen として、即ちある居住地で自然に「人間は同胞」がは対しているのではない。「ある居住地で自然に「人間は同胞」がは対し、このではない。「ある居住地で自然に「人間は同胞」がは、対している。

るのである。又各行為者も完全義務を怠るのではなく、その履いある。これは『基礎付け』では見られなかった制限である。これは『基礎付け』では見られなかった制限である。なが、一般的には後者が前者を前提しているという事を示していく、一般的には後者が前者を前提しているという事を示している、一般的には後者が前者を前提しているという事を示しているのである。又各行為者も完全義務を怠るのではなく、その履るのである。又各行為者も完全義務を怠るのではなく、その履いがある。

きであるという主張だと考えられるだろう。

福全般ではなく客観的目的となりうる幸福のみが促進されるべ至るという主張を考えあわせるならば、主観的目的としての幸

行に加えて好為の義務を果す事が要求されるのである。(3)

じられらる責めの念が個別的性格を取り去られた形でその義務 えた。それに対して愛の義務に関しては、各人により現実に感 り、その外的自由の発動の仕方に関して種々の規則が観察され な状況におかれ又同じ所有能力を持っていると考えられてお とかかわる目的の王国では、各々の理性的存在者が互いに公正 王国が二様に構想されらる事を示唆しているといえよう。 則としては考えられていない。(M.d.S. 229)」この文は目的の 考えられており、他人の意志でもありうるような意志一般の法 れる。「ただし、倫理学ではこれが君自身の意志の法則として である。さらに続けて二種の義務の立法における相違が述べら 法義務のみならず徳義務も又全て定言命法により与えられるの る義務の形式的原理がそれを示しているように。(M.d.S. 229)」 普遍法則となりうるように行為せよ』という定言命法の内にあ 「義務の概念は直接に法則と関係している。『君の行為の格率が とされている。この相違はどこから出てくるのであろうか。 をもっており余地 遵守を要求するのに対し、愛の義務とは広い(ゆるい)拘束性 法義務や他人に対する尊敬の義務は完全義務であって完全な Spielraum を認める所の不完全義務である 法論

九

の根底をなしているのである。

目的の王国では、

各成員は他人を手段としてのみ取り扱う可

るものである。法論では目的の王国での諸法則がそのまま人間

愛の義務は個々の行為までも規定はしえない。「何故なら、 全員誰であろうと従わねばならぬ規則となりえた。それに対し

自

単に手段としてのみ取り扱うという傾向をもっている。他人を 新たに目的として取り扱うという形でこの傾向を補完する事に 入されていると解釈できるだろう。前者は行為の直接の相手 それと似た仕方で愛の義務については一般的な責めの概念が導 的な定言命法を働かすべく外的自由という実質が導入された。 目的の公式も共に成立しているのである。法論においては形式 みたされるなら、その目的の王国では普遍的自然法則の公式も 他人を目的として取り扱っていなければならない。この条件が が集まって目的の王国を構成しうるためには、その成員全てが 能性をもった存在者として考えられている。このような存在者 より、二種の目的の王国が構想されうるのであるといえよう。 を、後者は人間一般をという違いはあるが、両者は共に他人を

って行為せよ(M. d. S. 237)」である。 つ事が普遍法則となりうるような、そのような目的の格率に従 の形をとっているのである。即ちそれは「全員がその目的を持 の目的の王国のあり方が我々に対して徳の最高原理という当為

かわらず、現象界での人間に対しては異なる仕方で強制を与え

しかしこの両者は同じように目的の王国と呼ばれらるにもか

愛の義務の原理の導出も法義務の際と類比的に考えられる。こ

個々の行為までも命ずるという事はできない。そこから愛の義 務と同程度に必然的であるにもかかわらず、法的義務のように なるのである。他人への愛の義務は内的自由にとっては法的義 しかし、徳の最高原理が直接に現実に適用され好為の格率が現 盾的格率となるだろうから。(M.d.S. 235)」個別的な責めの概 するという事は、もしそれが普遍法則とされるならば、自己矛 分自身の幸福や自分の真の必要を犠牲にして他人の幸福を促進 に対する法則を与えるものではなく(何故ならそれは法論がす 務が功績的な不完全義務と呼ばれるのである。「倫理学は行為 実界での普遍法則になるならば、 念が一般的な概念になって始めて目的の王国が考えられえた。 のである。(M. d. S. 229)」 るのであるから)、ただ行為の格率に対してのみ法則を与える 行為者の存在すら保たれなく

は にする。(M.d.S. 250)」しかしながら、義務の根拠が問題とな 念の内に求められるべきであろう。「両者に共通な自由の概念 それ故完全義務と不完全義務との差は究極的には自由の概 外的自由と内的自由の諸義務へと分ける事を必然的なもの

カ ン

ŀ 0 義 務 論 り続けるのである。 色とする法義務はたとえ外的強制がない時でも倫理的義務であ それにもかかわらず内的自由が両者の基礎になっているという 倫理学に属するのである。(M.d.S. 22)」 そして外的強制を特 事から、「全ての義務とはただそれらが義務であるが故に共に 論 Ius にあり徳義務の立法は倫理学 Ethik にあるのだが、 義務の根拠になっているといえるのである。法義務の立法は法 は不完全義務が生じてくるのである。それ故内的自由は全ての る所から完全義務が生じ、他方それが責めの念に依拠する時に はないだろう。 る時には、この二種の自由は相互排除的なものと考えるべきで 内的自由が自らを外的自由を持った者として見

から発する内的強制とは、他人の目的を自分の目的にするとい に対する義務全体を表現しているものである。このために友情 0)」である。このような結合即ち友情とは心術の次元での他人 **う自他合一化の方向である。しかもこの二種の義務は道徳にお** て尊重するという尊敬の義務であった。それに対して愛の義務 いそして相互的な愛と尊敬とにより結合する事(M.d.S. 329-3 人間間の関係を考える時に理想とするのは「二人の人格が等し いて同等の重要性をもっているのである。それ故、内的自由が 法論により心術に課せられる内的強制とは他人を他人とし

> とは単なる普通の義務とは異なる「名誉ある義務 (M. d. S.

0)」という名を与えられるのである。

1

H.J. Paton, The Categorical Imperative, xv. §7

- 3 している。」 のは、それ自身の原因ならびに結果である時に、自然目的として存 Kritik der Urteilskraft, §64. Ph. B. 版二三三頁。「あるも
- 3 識をより鋭利にする事であり、又他方では「友情」を可能にするた う言われる。我々の感性に属するものとしての共感が即ち義務なの 者について、それと結びつく感情は尊敬であるが、我々に示された て「他人への好為」を主に取り上げた。 めの準備であるといえるだろう。この事から小論では愛の義務とし (M.d.S. 315) とすれば「共感」の義務とは一方では「責め」の認 ために共感の能力の陶冶が間接的に義務であるとされるのである。 ではない。「他人の運命に活動的に共感する事」が義務であり、その により強く関係しているといえるだろる。又「共感」についてはこ とすれば「感謝」とは相手に対する愛と尊敬とを共に含む所の友情 のであるが故に「神聖な義務」であるとされいる。(M.d.S. 312) る。(M.d.S. 311) さらに「感謝」とは好為への動機を促進するも 好為の故にある人をほめたたえる事は愛であるとカントは述べてい 愛の義務には他に「感謝」と「共感」とが挙げられている。

五 結 7ド

先に小論の冒頭においてカントの定言命法についての二種の

解釈が略述された。一つは規則功利主義的解釈であって、これ は普遍的自然法則の公式を強調するものである。もう一つの解釈とはロールズにより示唆されているもので、これは自律を中心に据える見方である。この対比は、定言命法論公式間の関係 という視点から見るならば、普遍的自然法則の公式や目的の公式を現実の格率に適用するという立場と目的の王国において行為のあるべき姿を考えるという立場と目的の王国において行為のあるべき姿を考えるという立場と目的の王国において行るのある。この点に留意しつつ各種の義務の根拠を検討してきたのである。

二は自己自身への義務についてであった。第一公式の働きはこは自己自身への義務についてであった。第二公式に関しては「人間性」の概念に明確さの欠ける点が問題であった。それに対し『道徳の形而上学』では、自らの内なる人間性の発見から義務の概念へと至る過程が中心テーマをなしている。そしてそこでは、自己への義務の根拠をなすものが、普遍性ではなく、人が自身の内に沈潜する事により到達する自己認識であるとされているのである。

をしだすならどうなるか」の問に始まる普遍化議論に対して、三は他人に対する完全義務についてであった。「皆が同じ事

記述を大いに参考にした。 ついてはロールズの始原状態 Original Position についての 実の世界での権利義務を確定するのである。この部分の解釈に **う手続きをとっている。公平な視点から承認される諸活動が現** らざるをえないだろう。それに対し『道徳の形而上学』は、 する。しかしこの際にはどちらの原理を優先するかの問題が残 み合わせる事により、この普遍化に関する問題を解決しようと 者は目的の公式と似た側面をもっている)との二つの基準を組 なった。規則功利主義はしばしば、 第二公式に関しては主観的目的と客観的目的との区別が問題と さは、このような反論と軌を一にしていると言えるだろう。 法第一公式を適用する際の格率の一般性のレベルの決定の困難 一第二公式を組み合わせる際に、各人を公平な背景におくとい 一つの可能な反論は「皆がそうする事はない」である。定言命 普遍化可能性と公平性 (後 第 又

四は他人に対する不完全義務についてであった。第一公式の一四は他人に対する不完全義務についてであった。外には一個きは道徳的顕微鏡の働きであり、第二公式の適用に関しては再び主観的目的と客観的目的との混同がみられると考えられた。そこでこの義務の根拠について、第二批判で揺話的に語られている「責め」の念を基にした解釈が試みられた。第一公式の四は他人に対する不完全義務についてであった。第一公式の

カ ン ŀ の 義 務

論

議論と大いに異なっている。(1) 以上の議論によって、目的の王国の公式を強調する形で定言

法とは他人に対する義務に関わるものであり、 に導き出されるものなのである。 身の義務とは定言命法をも可能にするような内的自由から直接 国という概念を通してのみ意味を持ちうるのである。 命法諸公式間の関係を考える事ができるだろう。 それは目的の王 即ち、 又自己自 定言命

Rawls,op. cit. pp. 438-9. %照6 (筆者 京都大学文学部 [倫理学] 研修員)

î

渉って文学部美学美術史学講座を担任され、植田寿蔵教先生は昭和二十二年より昭和四十七年まで二十五年に されました。 昭和五十一年九月以来病気御療養中でありましたが本年 原因は脳血栓との事であります。 京都市内の聖ヨゼフ整肢園において逝去 井島勉先生は

は忘れることができません。 為に意を用いられました。会の運営に関する先生の功績 授より京都哲学会会長の仕事を引継がれ会の維持発展の 授の学風の継承発展と研究者の養成に尽力されました。 殊に先生は昭和二十八年四月以降山内得立本学名誉教

当され、われわれは皆、何らかの形で先生の御世話になされました。先生は京都哲学会の庶務を多年に渉って担 月退官されるまで、文学部美学美術史学第二講座を担任三年六月まで教養部教授を勤められ以後昭和四十六年三 っております。 永眠されました。上野先生は昭和二十六年から昭和四十 附属病院で御療養になっておられましたが、心不全の為 十七日に御亡くなりになりました。上野先生は京都大学 井島勉先生の御逝去に先立ち、 京都大学名誉教授、上野照夫先生も昭和五十年 同じく京都哲学会前委 一月

両先生の御冥福を心より御祈り申し上げる次第です。 昭和五十三年十一月一日 今ここに改めて両先生に対し深い感謝を捧げると共に

京

都 哲 学 会

わび申し上げます。 過日、会費請求の際、 失礼のありましたことを深くお

京都

哲

学

会

of personal identity. The clue to get out of this labyrinth seems to be in the clarification of the relation between the knower and the known in cognitive activity. To treat this point sufficiently, it would be necessary to consider the problem of the intentionality of consciousness.

Kants Theorie der Pflichten

von Shigeo Nagaoka

In der 'Grundlegung zur Metaphysik der Sitten' gibt Kant vier Formeln des kategorischen Imperativs, der der einzige und höchste Grund von allen moralischen Pflichten ist. Kant meint, daß "die eine der Formeln die anderen von selbst in sich vereinigt", nämlich daß die eine mit den anderen gleichbedeutend ist, obwohl er immer sagt, daß die dritte Formel von der Autonomie des Willens und die vierte von einem Reiche der Zwecke die vollständige Bestimmung sind. In diesem Aufsatz versuche ich diese Formeln zu vergleichen und zu zeigen, daß die erste und zweite Formel die moralischen Pflichten nicht genug begründen können und daß seine moralische Philosophie erst von der Idee der Autonomie des Willens her genau verstanden werden kann.

Bei Pflichten gegen sich selbst spielt die erste Formel des allgemeinen Naturgesetzes nur die Rolle des moralischen Mikroscops (C. D. Broad), d.h. sie lässt uns den Widerspruch im Denken oder im Wollen nur klarer sehen. Denn der Widerspruch kommt nicht aus der Anwendung der Formel, sondern er liegt in der Maxime selbst. Bei der zweiten Formel der Menschheit als Zweck an sich selbst muß der Zweck "nicht als ein zu bewirkender, sondern selbständiger Zweck, mithin nur negativ gedacht

werden". Dieser Character der zweiten Formel macht ihre richtige Anwendung auf die konkrete Maxime schwer. In der 'Metaphysik der Sitten' ist den Pflichten gegen sich selbst ein anderer Grund gegeben. Hier ist behauptet, daß sie unmittelbar aus der tief im Herzen liegenden moralischen Selbsterkenntnis kommen, ohne Anwendung der ersten oder zweiten Formel. Diese moralische Selbsterkenntnis könnte als der Grund der Autonomie gedacht werden.

Als Beispiel der vollkommenen Pflichten gegen andere ist das falsche Versprechen diskutiert. Kant behauptet, die verallgemeinerte Maxime würde das Versprechen selbst unmöglich machen. Aber hier liegt das Problem vom Grad der Allgemeinheit der Maxime. Denn in der Wirklichkeit mag man öfter nach der Maxime vom "falschen Versprechen in der Not" handeln als nach der Maxime vom "falschen Versprechen". Jene Maxime macht nicht immer das Versprechen unmöglich, weil viele Versprechen noch wirklich gehalten werden und man auch an die Regel des Versprechens glauben darf. Bei der Anwendung der zweiten Formel ist der negativ zu denkende Zweck mit einem wirklichen, z. B. Freiheit oder Eigentum anderer, identifiziert.

Im Reiche der Zwecke existiert jedes Mitglied als Zweck an sich, und unabhängig von seinem persönlichen Unterschiede und allem Inhalte seiner Privatzwecke. Die gemeinschaftlichen Gesetze, wodurch die Zwecke im Reiche mit den anderen Zwecke verbunden werden, geben uns die natürlichen Rechte. In der 'Metaphysik der Sitten' ist das rechtliche Postulat der praktischen Vernunft eingeführt, um jedem Mitglied die äußere Freiheit (die Fähigkeit, äußere Gegenstände als das Meine zu haben) zu erlauben. Dieses Postulat bedeutet, daß dem rein formalen

kategorischen Imperativ die moralisch neutrale Materie gegeben ist, damit wir davon die konkreten Pflichten herleiten können.

Für Kants Beispiel von den unvollkommenen Pflichten wirkt die erste Formel noch einmal als moralisches Mikroscop. Bei der Anwendung der zweiten Formel ist noch einmal der nagativ zu denkende Zweck mit dem wirklichen identifiziert. Eine mögliche Begründung jener Pflichten wäre, daß jedes Mitglied des Reiches der Zwecke sich eine Schuld in Ansehung des Menschengeschlechts auflädt und daß die Hoffnung, die Schuld mittels des Wohltuns aufzulösen, zur Materie des kategorischen Imperativs wird. Deshalb kommt der Unterschied zwischen vollkommenen und unvollkommenen Pflichten gegen andere aus den zwei verschiedenen Denkweisen über das Reich der Zwecke, indem man moralisch denkt.